

日 時：令和 8 年 6 月 17 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、新保委員、
藤井委員

西中事務局次長、津村審議官、戸梶総務課長、日置参事官、片岡参事官、
安蒜参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、清水委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第360回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は一つです。

議題 1「デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について御説明します。

資料 1－1 の 1 ページを御覧ください。まず、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について、以後「デジタル重点計画」と呼称しますが、これはデジタル庁の取りまとめている内閣総理大臣が策定する政府の計画であり、「目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの」とされております。

デジタル重点計画は、デジタル社会形成基本法第39条第 1 項の規定に基づく「デジタル社会の形成に関する重点計画」、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づく「公的基礎情報データベース整備改善計画」、官民データ活用推進基本法第 8 条第 1 項の規定に基づく「官民データ活用推進基本計画」の三つの計画として策定されております。

2 ページを御覧ください。デジタル重点計画の内容を変更するに当たっては、内閣総理大臣は個人情報保護委員会の意見を聴いて、閣議の決定を求めなければならない旨が、デジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に定められています。

資料 1－1 の別紙 1 を御覧ください。今般、デジタル重点計画の変更案の作成に当たり、別紙 1 のとおり、令和 8 年 6 月 1 日付けで内閣総理大臣から個人情報保護委員会に対し意見聴取がなされたところです。

資料 1－1 の別紙 2 を御覧ください。こちらは当委員会に対し意見聴取がなされているデジタル重点計画の変更案となります。分量が多いため、資料 1－1 にデジタル重点計画の変更案における当委員会の関連項目を抜粋しております。

資料 1－1 の 3 ページを御覧ください。デジタル重点計画の変更案の構成です。現行の

デジタル重点計画は表左側の５本の柱で構成されているところ、今般、当委員会に意見を求められている変更案は、「第１ 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組」、第１を踏まえ各省庁が実施する「第２ 重点政策一覧」、そして「第３ 公的基礎情報データベース整備改善計画」の３項目となっております。このうち第１及び第２に、当委員会に関連する項目の記載があります。次ページ以降で具体的に御紹介します。

４ページを御覧ください。デジタル重点計画の「第１ 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組」の４番目、「取組の方向性と重点的な取組」の中で、「データ連携・利活用を促進する環境整備」が記載されており、データが事業者や業種・業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、個人情報を含む新たなデータ利活用ニーズ及び顕在化するリスクに対応するため、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向け、下位法令等の検討など、制度の確実かつ円滑な運用に必要な準備を関係者の意見も踏まえつつ進めるとともに、必要な体制整備を図る、と記載されております。

この記載を受ける形で、「第２ 重点政策一覧」に当委員会が実施するものとして２点掲載されております。いずれも現行のデジタル重点計画からの継続項目となります。

１点目は、「信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報と安全・円滑に越境移転できる環境の構築」です。相互認証の枠組みの対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大するＥＵ間・英国間協議を迅速に終了させ、令和８年度中の発効を目指すこと等、グローバルＣＢＰＲシステムについて関係各国等のより一層の参加拡大に向けた取組を進めること、グローバルなモデル契約条項（ＭＣＣ）について日本版ＭＣＣ策定に向けた検討を加速すること等が記載されております。

５ページを御覧ください。２点目は、「個人情報保護法の見直し等」です。個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の円滑な施行に向け、ＡＩ等のデジタル技術の進展・有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら関係政令・規則及びガイドラインの整備を行うこと、改正法の趣旨や内容等について周知広報に積極的に取り組むこと、必要な体制整備を図ることが記載されています。

また、広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展やＡＩの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握し、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催することが記載されております。

つづいて、新たなデジタル重点計画に関する内閣総理大臣からの意見聴取について、資料１－２、当委員会の回答案をお諮りします。回答案の内容は、昨年６月に委員会で決定いただいた令和７年時のデジタル重点計画変更案に対する当委員会の回答を踏まえつつ、今回のデジタル重点計画変更案の記載に合わせた更新をしております。

まず（１）に、新たなデジタル重点計画の第１における取組の方向性と重点的な取組を

踏まえ、「個人情報を含む新たなデータ利活用ニーズ及び顕在化するリスクに対応するため、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向け、関係行政機関の連携の上で、制度の確実かつ円滑な運用に必要な準備を進める必要があること」を記載しております。

また、（２）の前段に、各行政機関等が施策を遂行するに当たり、本人の権利利益の保護を前提としつつ、データの利活用の推進も重要であるという観点から、「個人情報の有用性に配慮しつつ、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきであること」と記載しております。

３ページをご覧ください。（４）において、個人情報等を取り扱う各施策やシステムの透明性と信頼性の確保のためには、PIAの手法を用いて事前評価を実施すること、個人データの取扱いに関する責任者の設置などのデータガバナンスの体制を構築することに加え、プライバシー保護のための技術を活用することも有効であるという観点から、「PETs（Privacy Enhancing Technologies）等の技術の活用の検討を進めることが有効であること」を加筆しております。

こちらをもって、当委員会の回答としたいと考えております。

なお、デジタル重点計画の変更案については、今後、政府内での手続を経て、閣議決定・公表される予定であり、本件資料につきましても、閣議決定後に公表したいと存じます。

御説明は以上です。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

よろしいですか。

特に修正等の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。